

新旧対照表

高槻市青少年健全育成条例の一部改正	
新	旧
(定義) 第3条 この条例において「青少年」とは、 <u>未成年者</u> をいう。	(定義) 第3条 この条例において「青少年」とは、 <u>18歳未満の者(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。)</u> をいう。